

## 安定ヨウ素剤の貸与に関する覚書

関西広域連合を「甲」、関西電力株式会社を「乙」とし、原子力発電所の原子力災害時における乙から甲に対する安定ヨウ素剤(以下「ヨウ素剤」という。)の貸与に関して、次のとおり覚書を締結する。

### (趣旨)

第1条 この覚書は、乙の原子力発電所の原子力災害時において、甲が住民等の放射線被ばくを防護するために、乙からヨウ素剤の貸与を受ける場合に必要となる基本的な事項を定めるものとする。

### (要請)

第2条 甲は、乙の原子力発電所の原子力災害時において、構成府県市を代表して、必要と判断した際には、乙に対して、ヨウ素剤の貸与を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書により貸与期間、場所、貸与希望数量、返却時期等を指定して行う。ただし、時間的猶予がないときは、口頭で貸与を要請することができる。この場合、甲は要請した内容を速やかに文書により乙に通知するものとする。

### (貸与および返却)

第3条 乙は、甲から前条の要請があったときは、ヨウ素剤の貸与の可否、貸与可能数量等について検討を行うとともに、検討の結果可能な範囲で甲にヨウ素剤を貸与するものとする。

2 ヨウ素剤の運搬方法等諸事項については甲および乙が協議して定める。

3 甲は、構成府県市を代表して、乙から貸与を受けたヨウ素剤について、構成府県市と調整を行い、必要となる場所に配置する。

4 貸与期間満了までに、甲は貸与を受けたヨウ素剤と同種・同量のヨウ素剤を調達し、乙に返却する。

### (費用負担)

第4条 前条の規定により、甲または乙がヨウ素剤の貸与および甲からの返却に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該貸与および返却を行うために要した実費とする。

### (費用の請求及び支払い)

第5条 ヨウ素剤の貸与および返却に関して乙が費用を支出した際の甲の支払いについては甲および乙が協議して定める。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第6条 甲は、乙が貸与したヨウ素剤について、第1条に規定する目的以外の目的に使用し、又は乙の同意なく、甲の構成府県市を除く第三者へ提供してはならない。

(免責事項)

第7条 貸与したヨウ素剤を服用した者に生じた副作用等の負の影響については、甲が対応を行うものとし、乙は一切の責を負わない。

(連絡窓口)

第8条 この覚書に関する連絡・引渡窓口は、別途定める。

(有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申出がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第10条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年9月21日

関西広域連合

連 合 長 井 戸 敏 三

関西電力株式会社

取締役社長 岩 根 茂 樹